令和 4 年12月27日 福 祉 部 子ども政策局 少 子 化 対 策 課

## 旧優生保護法一時金支給の状況について

旧優生保護法一時金支給認定審査会が令和4年12月26日に開催され、**本県で2名の認定** がありました。

旧優生保護法一時金支給法の施行日(平成31年4月24日)以降、令和4年12月26日までの相談、支給認定等の状況は、下記のとおりです。

少子化対策課内には引き続き、「旧優生保護法一時金受付・相談窓口(専用電話 TEL 0 2 9 - 3 0 1 - 3 2 7 0)」を設置しておりますので、周知方、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1	相談数	8 9 件	(前回報告(令和4年8月30日)71件から18件増)
			※一般的な制度に関するものを含む

- 2 請求書受付数 54名 (前回報告(令和4年8月30日)44名から10名増)※1件は取り下げ
- 3 国への進達数 51名 (前回報告(令和4年8月30日)43名から8名増)
- 4 支給認定数 39名 (前回報告(令和4年8月30日)37名から2名増)

## (内訳)

○年度別

R 1年度 2 4名 R 2年度 1 2名 R 3年度 0名

R 4年度 3名 (今回認定:2名)

○性別・年代別

女性:50代 1名、60代 15名、70代 12名、80代 5名 (計33名)

男性: 60代 3名、70代 3名 (計6名)

※ 11/30 までの全国の相談件数・請求受付数・支給認定件数は、厚生労働省 IP に掲載あり。 旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ (mhlw.go.jp)

## 【問合せ先】

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 高沢

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264